

別紙 1

事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案等について

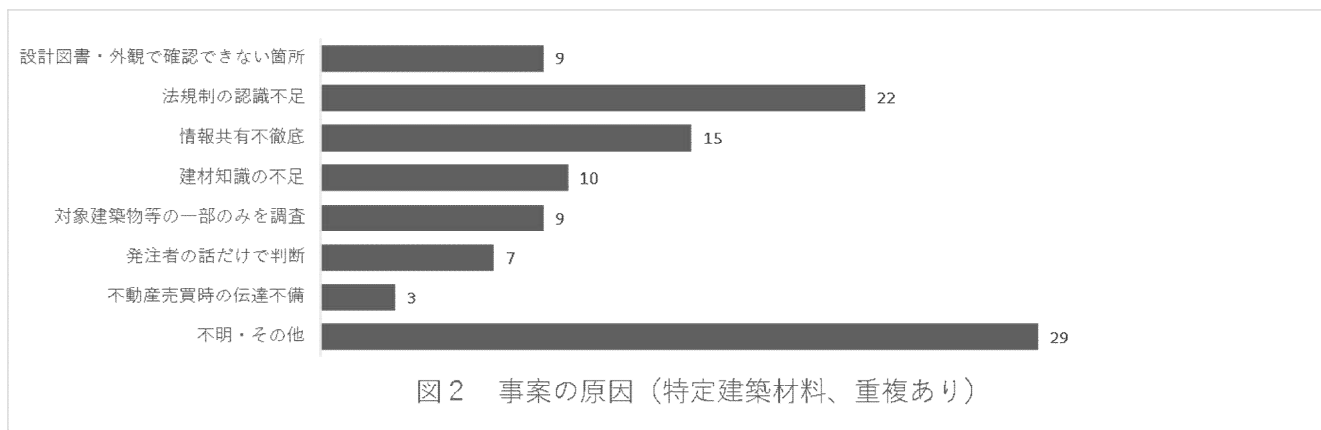
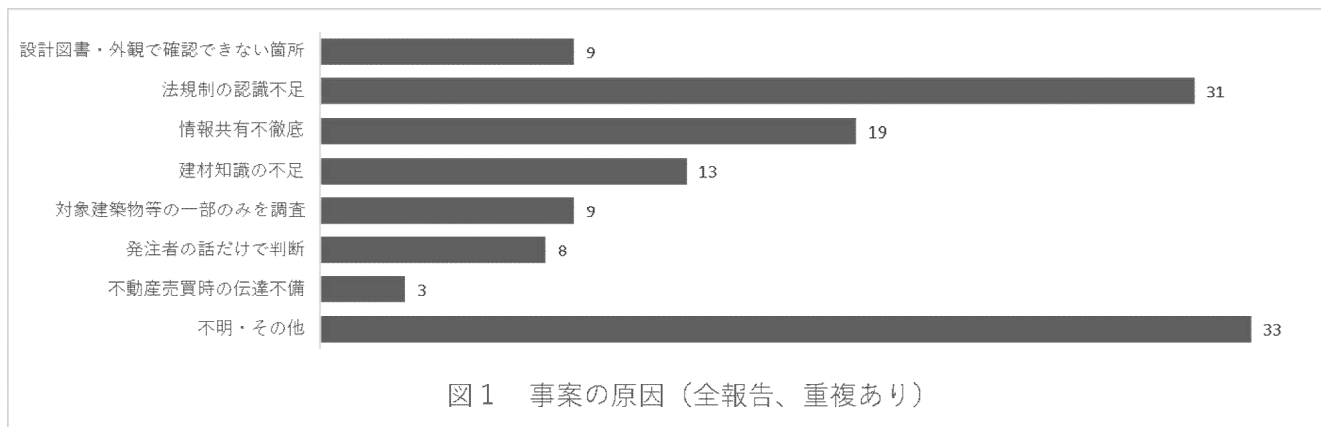
1 情報提供数

平成 26 年 6 月 1 日（改正大気汚染防止法施行日）以降に、事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案について、延べ 47 都道府県等から 106 件の事案の情報提供があった。（平成 28 年 3 月 31 日までの情報提供分）

106 件の事案のうち、特定建築材料に係る事案は 88 件あり、18 件は特定建築材料以外の石綿含有建材（レベル 3 建材）に係る事案であった。

2 発生原因

事案の発生原因を分析するため、発生原因について調査し、類型別に分類を行った（重複あり）。情報提供された 106 件の原因を図 1 に、そのうち特定建築材料に係る事案 88 件の原因を図 2 に示す。



特定建築材料に係る事案 88 件のうち、発注者や受注者の法規制の認識不足によるものは 22 件、発注者から受注者、元請業者から下請業者への伝達の不備や現場作業員への周知の不足など、情報共有の不徹底によるものは 15 件あった。情報共有の不徹底によるもののうち、発注者は石綿含有建材があることを把握していたにもかかわらず、これを受注者に的確に伝えなかったため発生した事案が 3 件あった。

建材知識の不足によるものは 10 件、対象建築物の一部のみを調査したことによるものは 9 件、設計図書・外観で確認できない箇所に石綿含有建材が存在したものは 9 件あった。不明・その他の中で

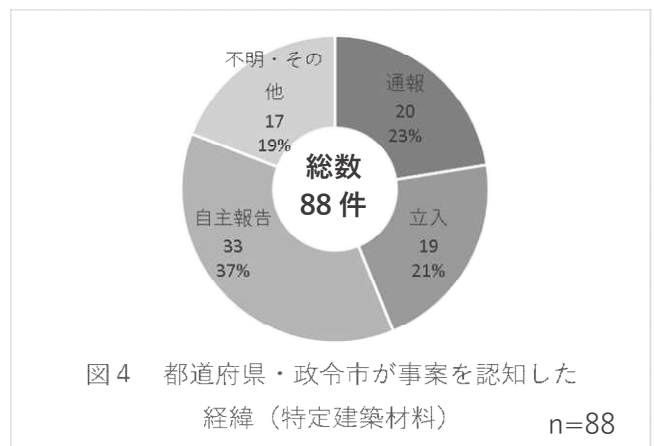
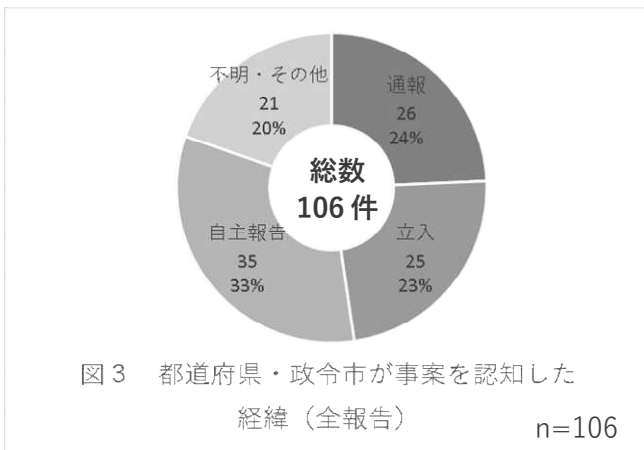
は、設計図書のみで判断したことが原因となった事案が3件あった一方で、設計図書には石綿含有建材が記載されていたにもかかわらず、設計図書の確認を十分に行わなかったり、設計図書の情報を無視したりしたことで発生した事案が3件あった。

発注者からの話のみで「石綿なし」と判断した事案は7件あった。

3 都道府県等が事案を認知した経緯

都道府県等による把握の状況を分析するため、都道府県が事案を認知した経緯について調査し、類型別に分類を行った。

情報提供された106件の内訳を図3に、そのうち特定建築材料に係る事案88件の内訳を図4に示す。



特定建築材料に係る事案88件のうち、立入検査により発覚したものが19件あった。このうち建設リサイクル法の届出情報に基づいて行われたものが1件、条例の届出情報に基づいて行われたものが5件、パトロール時に立入を行い発見されたものが4件、騒音苦情の立入検査の際に発見されたものが2件、建材の分析等の指導を行った後、確認のための立入検査を実施したことで発見されたものが3件あった。

解体事業者等から自主的に報告されたものは33件あったが、事業者が認知してから数週間～数か月後に行政へ報告が行われた例が複数あり、この中には、行政への報告までの間、石綿飛散防止措置が適切に講じられていない例があった。

また、その他のうち、届出内容の確認（聴き取り）により発覚したものが2件あった。

4 事案発覚時点での届出状況

法令等による届出の状況を分析し、他の法令等の届出情報の活用の可能性を検討するため、法令等による届出の状況を調査した。

特定建築材料に係る事案の法令・条例の届出状況を、図5（大防法届出ありの23事案）及び図6（大防法届出なしの65事案）に示した。





大気汚染防止法の届出のなかった65件のうち、建設リサイクル法の届出が行われていた事案は35件あった。なお、このうち4件については、建設リサイクル法に基づく届出では「付着物（石綿）なし」とされていた。

また、騒音規制法、振動規制法、条例等に基づく届出が行われていた事案は7件あった。

5 都道府県等の対応

都道府県等の対応状況について分析するため、都道府県等の対応状況を調査し、類型別に分類を行った。

立入検査・報告徴収の実施、飛散防止措置等についての指導、命令等が行われているほか、事案の状況によっては、都道府県等が建材の分析や周辺環境の石綿大気濃度測定を行った例や、都道府県等による事案の公表や周辺住民への周知が行われた例があった。

また、事案発生後、類似事案の発生を防止するため、解体工事等の届出があった場合に石綿使用の有無をより確実に判断するための質問票を新たに作成し、窓口で活用する予定とした例があったほか、庁内や関係都道府県等との間で、事案に関する情報を共有したとの例があった。

自治体の対応の例（全報告、重複あり）

（「事案の概要」及び「自治体の対応」に記載された内容から）

- 立入検査（102件）
- 報告徴収（大防法、建り法又は条例の規定に基づくもの、任意の報告の求め）（25件）
- 口頭及び文書による指導（条例に基づく指導を含む）（106件）

【指導内容】

- ・飛散・ばく露防止措置（隔離養生、飛散防止剤の散布、立入禁止の措置等）
- ・飛散防止措置実施までの間の工事中断
- ・建材分析
- ・敷地境界等における大気濃度測定
- ・周辺住民への周知
- ・大気汚染防止法、条例に基づく届出の提出 など

- 条例等に基づく勧告（2件）
- 作業基準適合命令（1件）
- 一時停止命令（1件）
- 告発（1件）
- 建材の分析（5件）
- 石綿大気濃度測定（13件）
- 住民への周知（3件）
- 公表（2件）

n=106

※代表的な事例等について参考添付する。

【参考添付】

○事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等①

発生日月日：	平成 27 年 9 月 29 日	(事例を認知した日： 平成 27 年 10 月 19 日)
事前調査の有無：	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
事前調査の実施方法：	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()	
事前調査の実施者：	<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> アスベスト診断士 <input type="checkbox"/> その他 ()	
関係法令に基づく届出の有無(事例発覚時点)：	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法 <input type="checkbox"/> 建設リサイクル法 <input type="checkbox"/> その他 ()	
建築物等の種類：	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 () 階建て 築年数 年 <input type="checkbox"/> 工作物 名称 ()	
石綿含有建材の種類：	<input type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input checked="" type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材 <input type="checkbox"/> 特定建築材料以外の石綿含有建材 (名称：)	
石綿含有建材の使用箇所：	化学工場内の製造工程に係る装置	
事例の概要：	<ul style="list-style-type: none">・装置検査を目的として、装置の保温材解体を行っていたところ、解体作業者が装置の保温材表面に施された水練り保温材の色を見て「石綿含有」の可能性があると判断したため、直ちに作業を中断し、発注者に連絡した。・該当保温材を分析したところ、石綿の含有が確認された。・現場は工業専用地域における工場内である。・石綿にばく露した可能性のある作業員について、病院で検査した結果、異常は見られず。・事業者は、県及び労働基準監督署に赴き、本件に関する報告と今後の対応方針について指示を仰いだ。	
発生原因：	<ul style="list-style-type: none">・発注者と元請者が所持する工事指図書について、当初は「石綿あり」の指示が記載されていなかったが、その後「石綿含有保温材の為、届出が必要」と変更されたものの、受注者は変更前の内容のまま認識していた。・工事開始前における発注者と元請者の打合せが、工事開始日だけで、工事内容の確認を怠ってしまった。・元請者は大防法の改正により、石綿含有の事前調査が必要になったことは認識していたが、発注者との打合せで得られる情報から「石綿対応(事前調査・届出)」が必要かを判断していたため。	
自治体の対応：	<ul style="list-style-type: none">・上記の旨、顛末書の提出を受けた上、特定粉じん排出等作業の届出を受理した。	

○事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等②

発生年月日：	平成 28 年 4 月 12 日	(事例を認知した日： 平成 28 年 4 月 27 日)
事前調査の有無：	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
事前調査の実施方法：	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()	
事前調査の実施者：	<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> アスベスト診断士 <input type="checkbox"/> その他 ()	
関係法令に基づく届出の有無(事例発覚時点)：	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法 <input checked="" type="checkbox"/> 建設リサイクル法 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (労働安全衛生法については不明)	
建築物等の種類：	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 () 4 階建て 築年数 年 <input type="checkbox"/> 工作物 名称 ()	
石綿含有建材の種類：	<input type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input checked="" type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材 <input type="checkbox"/> 特定建築材料以外の石綿含有建材 (名称：)	
石綿含有建材の使用箇所：	煙突	
事例の概要：	<p>石綿事前調査の実施が確認できなかったため、解体工事現場へ出向いたところ、煙突があることを発見した。工事業者の現場責任者が現場に不在であったため、電話で連絡を取ったところ、石綿事前調査は工事業者の社長が行っているとの回答だったが、調査結果についての返事が曖昧で、なおかつ煙突については石綿分析調査をしていないとの回答であった。そのため解体工事の中止を要請し、煙突については緊急に石綿分析調査を行うよう指導した。煙突はボイラー用のものであったが、ボイラーは過去に撤去されており、下部開口部はステンレス板で塞がれていた。上部開口部は塞がれていなかったが、ボイラーが撤去されているため気流は発生せず、石綿飛散の可能性は低い。煙突についての石綿分析調査の結果、内側に断熱材が使用されていることが判明した。上部開口部は念のため塞ぎ、大気汚染防止法に基づく届出が提出され、除去を行った。</p>	
発生原因：	<p>解体工事業者が建物の構造だけで石綿無と判断した可能性が高い。また、煙突に石綿が使用されている可能性があるという知識がなかった。</p>	
自治体の対応：	<p>この事例についての対応は概要にあるとおりだが、今後の対策として、解体工事等の届出があった場合に石綿使用の有無をより確実に判断するための質問票を新たに作成した。窓口にて活用する予定である。</p>	

○事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等③

発生年月日：	平成 28 年 3 月 14 日	(事例を認知した日： 平成 28 年 3 月 25 日)
事前調査の有無：	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
事前調査の実施方法：	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 目視 <input checked="" type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()	
事前調査の実施者：	<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> アスベスト診断士 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	
関係法令に基づく届出の有無(事例発覚時点)：	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法 <input checked="" type="checkbox"/> 建設リサイクル法 <input type="checkbox"/> その他 ()	
建築物等の種類：	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 工作物 名称 ()	3 階建て 築年数 S48 年
石綿含有建材の種類：	<input checked="" type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材 <input type="checkbox"/> 特定建築材料以外の石綿含有建材 (名称：)	
石綿含有建材の使用箇所：	1 から 3 階の天井、壁	
事例の概要：	28年3月14日元所有者の関係者から通報。同日元請け業者からアスベスト分析表(含有なし)提出。3月25日元所有者からアスベスト分析表(含有有)提出。3階立ての2階部分に穴をあけ内装材と1階天井の吹付を落下させた。飛散の可能性について、発覚後に測らせた大気測定では不検出であった。 発覚後の措置については、現在継続指導中である。	
発生原因：	発注者がアスベスト含有の有の分析表を持ちながら元請け業者に渡さず、口頭で有りを伝えた。元請け業者はアスベストに精通していないまま試料を採取して分析をかけ、無の報告書を提出した。この時点で発注者はこの結果に対し当然おかしいと元請け業者に原因をただすべきところ行わず工事を続けさせた。	
自治体の対応：	発注者及び元請け業者に対し、ただちに工事を中止させ、飛散防止対策及び環境測定、大防法、条例、要綱の提出、周辺住民への説明を指示した。3月31日発注者及び元請け業者に指示書を交付した。	

○事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等④

発生年月日：	平成 28 年 3 月 11 日	(事例を認知した日： 平成 28 年 3 月 11 日)
事前調査の有無：	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
事前調査の実施方法：	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()	
事前調査の実施者：	<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> アスベスト診断士 <input type="checkbox"/> その他 ()	
関係法令に基づく届出の有無 (事例発覚時点)：	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法 <input type="checkbox"/> 建設リサイクル法 <input type="checkbox"/> その他 ()	
建築物等の種類：	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 () 4 階建て 築年数 約40 年 <input type="checkbox"/> 工作物 名称 ()	
石綿含有建材の種類：	<input checked="" type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材 <input type="checkbox"/> 特定建築材料以外の石綿含有建材 (名称：)	
石綿含有建材の使用箇所：	梁、天井スラブ	
事例の概要：	<p>対象の工事の粉じんがひどい旨の通報があった。通報者はアスベストの不安も訴えていた。通報後、直ちに現地に向かったが当日の作業は完了していた。次の作業日3月15日に建物内部を確認した。</p> <p>建物の化粧天井、壁等は大半が除却されており、梁等の吹き付け材の一部は剥がれた痕跡があった。また、窓枠等に繊維状物質が堆積しているのが目視確認できた。後日、同建物の屋上ペントハウスに除却した内装材から掻き落とした吹き付け材が保管されていると判明した。</p> <p>施工会社は全く事前調査を行っていなかったため、行政が吹き付け材を採取、分析した。アスベスト含有と判明したので、開口部を閉鎖、目張りするよう発注者に指示した。行政が建物周辺の大気調査を行ったところ、大気中から繊維状物質は検出されなかった。</p> <p>聞き取り、文書報告の後、発注者に内部の清掃と吹き付け材の除去を行うよう指導。後日発注者から大防法の届出があった。</p>	
発生原因：	<p>施工会社が図面等による調査を行わず、現地で吹き付け材を目視確認してからも、意図的に調査を怠ったことが最大の原因と思われる。施工会社によると、工期短縮のため、常態的かつ意図的に調査を怠っていたとのことだった。同業者は大防法による事前調査の義務を全く知らないと言っており、職員が制度を説明しても遵守の意志はないと明言していた。過去の他の現場でも調査をせずに工事をしていたと言っていたことから、大防法が抑止力を発揮できていないことが伺えた。</p> <p>発注者が大防法の制度に不案内であったため、施工会社による事前調査の報告がないことに違和感を感じず工事が進行してしまった。発注者への制度周知が不十分であった可能性がある。</p>	
自治体の対応：	<p>施工会社、発注者に聞き取りを行い経緯を把握した。再発防止のため発注者に大防法の内容を周知した。施工会社の問題が非常に大きかったこと、事態発覚後の発注者の対応が誠実だったことから、発注者の法的責任は問えないと判断、告発等の刑事手続きは見送った。</p>	

○事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等⑤

発生年月日：	平成 27 年 6 月 8 日	(事例を認知した日： 平成 27 年 6 月 8 日)
事前調査の有無：	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
事前調査の実施方法：	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()	
事前調査の実施者：	<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> アスベスト診断士 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (不明)	
関係法令に基づく届出の有無 (事例発覚時点)：	<input checked="" type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input checked="" type="checkbox"/> 労働安全衛生法 <input checked="" type="checkbox"/> 建設リサイクル法 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (条例)	
建築物等の種類：	<input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 工作物 名称 ()	6 階建て 築年数 35 年
石綿含有建材の種類：	<input checked="" type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材 <input type="checkbox"/> 特定建築材料以外の石綿含有建材 (名称：)	
石綿含有建材の使用箇所：	天井裏の壁面部、腰壁の裏壁面部	
事例の概要：	<p>経緯：施工業者から天井材の除去時に天井裏の壁面及び腰壁の裏壁に吹付け材が見つかった旨、当課に連絡があった。連絡を受け当課職員による現地調査を行い、天井材の開口部から吹付けが確認できたため、当該吹付け材の分析及び開口部の閉鎖、建屋周辺での濃度測定を指示した。</p> <p>分析の結果、石綿含有が判明したため大気汚染防止法等の届出提出後、負圧養生工法にて除去を行った。なお、建屋周辺での濃度測定の結果、アスベストの飛散は認められなかった。</p>	
発生原因：	事前調査に使用した設計図書に記載が無く、吹付けの使用箇所が天井裏の壁面部分及び腰壁の裏壁部であり点検口から目視確認が難しい箇所であったためであると思われる。	
自治体の対応：	現地調査時に当該吹付け材の分析及び開口部の閉鎖、建屋周辺での濃度測定を指示した。	

○事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等⑥

発生日月日：	平成 28 年 2 月 2 日	(事例を認知した日： 平成 28 年 2 月 2 日)
事前調査の有無：	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
事前調査の実施方法：	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 目視 <input checked="" type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()	
事前調査の実施者：	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> アスベスト診断士 <input type="checkbox"/> その他 ()	
関係法令に基づく届出の有無(事例発覚時点)：	<input checked="" type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法 <input checked="" type="checkbox"/> 建設リサイクル法 <input type="checkbox"/> その他 ()	
建築物等の種類：	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (不明) 階建て 築年数 年 <input type="checkbox"/> 工作物 名称 ()	
石綿含有建材の種類：	<input checked="" type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材 <input type="checkbox"/> 特定建築材料以外の石綿含有建材 (名称：)	
石綿含有建材の使用箇所：	天井	
事例の概要：	解体工事前の調査で、吹付け石綿の除去作業が必要であることが判明したが、内装の解体は特定粉じん等排出作業に当たらないと判断し、養生前に天井ボードの撤去作業に手をかけた事例。 届出内容について確認の連絡をした際に、天井ボード撤去作業をすすめていることが判明したため、作業中止の連絡をした。そのため、天井ボードの撤去は限定された範囲になった。内装解体作業は手作業で解体しており、ドア等の開口部の隙間にテープで目張りを施工し、サッシ等は締め切った状態で作業していた。2日後に環境測定をおこなったところ、石綿は定量下限値未満であることが確認された。なお、内装の解体は石綿除去工事業者ではなく解体工事の下請け業者が行っていた。	
発生原因：	事前調査でアスベスト含有建材の使用が判明したが、その情報が工事関係者間で共有されなかったため、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま、解体等工事が進められたもの。 また、石綿除去施工業者は、通常講習等で用いられる資料ではアスベストが露出した状態からの解説しかないので、内装解体は特定粉じん排出作業に当たらない、と判断していたとのこと。	
自治体の対応：	本事例は天井ボードの撤去中に発覚したため、すぐに作業の中止と漏洩有無の確認を指示した。	

○事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等⑦

発生年月日：	平成 26 年 11 月 25 日	(事例を認知した日： 平成 26 年 11 月 25 日)
事前調査の有無：	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
事前調査の実施方法：	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 目視 <input checked="" type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()	
事前調査の実施者：	<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> アスベスト診断士 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (不明)	
関係法令に基づく届出の有無 (事例発覚時点)：	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法 <input checked="" type="checkbox"/> 建設リサイクル法 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (騒音規制法、振動規制法、条例)	
建築物等の種類：	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 工作物 名称 ()	5 階建て 築年数 49 年
石綿含有建材の種類：	<input checked="" type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材 <input type="checkbox"/> 特定建築材料以外の石綿含有建材 (名称：)	
石綿含有建材の使用箇所：	4 階、5 階、塔屋部分天井	
事例の概要：	<p>解体工事現場に対する集中検査において、石綿含有が疑われる吹付材が見つかったため、施工業者に分析を実施し、連絡するよう指導した。その後連絡がなかったため、施工業者に連絡を再三実施したところ、吹付材には青石綿が含有しており、すでに吹付材も除去してしまったとのことであった。その後、立入検査を実施したところ、大部分の除去が行われていたため、直ちに作業を停止させ、固化剤の散布や換気扇や配管の目張り等の応急措置及び特定粉じん排出等作業の届出の提出を文書にて指導した。併せて周辺環境への石綿飛散の有無を確認するために環境濃度調査を行ったところ、飛散は認められなかった。また、周辺には住居があったが、相談等は寄せられなかった。その後、養生確認の検査をした後、残りの吹付材が除去された。なお、施工業者は労働基準監督署により、労働安全衛生法違反の疑いで書類送検されている。</p>	
発生原因：	事業者のアスベスト対策への認識が不足していた。	
自治体の対応：	石綿環境濃度測定による周辺環境への飛散の有無の確認、指導書の交付、立入検査の実施	

○事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等⑧

発生年月日：	平成 27 年 4 月 4 日	(事例を認知した日： 平成 27 年 4 月 7 日)
事前調査の有無：	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
事前調査の実施方法：	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 目視 <input checked="" type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()	
事前調査の実施者：	<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> アスベスト診断士 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (不明)	
関係法令に基づく届出の有無 (事例発覚時点)：	<input checked="" type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input checked="" type="checkbox"/> 労働安全衛生法 <input checked="" type="checkbox"/> 建設リサイクル法 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (騒音規制法、振動規制法、条例)	
建築物等の種類：	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 () 2 階建て 築年数 不明 年 <input type="checkbox"/> 工作物 名称 ()	
石綿含有建材の種類：	<input checked="" type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材 <input type="checkbox"/> 特定建築材料以外の石綿含有建材 (名称：)	
石綿含有建材の使用箇所：	梁、柱	
事例の概要：	<p>特定粉じん排出等作業の届出は提出されていたが、石綿除去業者から、現場確認をしたら一部壁が解体されており茶石綿が建屋外に露出しているとの連絡があった。立入検査の結果、壁を解体したことにより茶石綿が建屋外に落下していた。ただちに隔離養生と固化剤の散布等の応急処置を指導し、作業基準に従うべきこと及び作業の一時停止を命じる行政処分を行った。その後、作業場の隔離状況や集じん・排気装置が正常に稼働することが確認できたため、命令を解除し工事を再開したが、併せて環境濃度調査を行ったところ、敷地境界にて150本/ℓの飛散が確認されたため、再度行政処分を行った。飛散防止措置の強化が行われ、幾度の立入検査及び環境濃度調査を行い、アスベストの飛散が認められなかったため、命令を解除し除去工事は終了した。アスベスト飛散が判明した後に、施工業者と行政において、周辺住民に対してその旨を知らせるビラを配布した。</p>	
発生原因：	<p>石綿除去業者が2階の養生の邪魔となるスチール棚の撤去を工事の下請け業者に要請したところ、下請け業者から指示を受けた孫請け業者が壁を壊して撤去作業を行ったため、柱に吹付けられていた茶石綿が露出した。</p> <p>また茶石綿が吹き付けられた建材の一部が建屋外に落下してしまったこと、もしくは建屋がブロック造であり、確認できない隙間から飛散したことが推定されるが、原因は判明できなかった。</p>	
自治体の対応：	<p>環境濃度測定による周辺環境への飛散の有無の確認、命令書の交付及び公表、立入検査の実施、周辺住民への飛散事故についてのビラを配布</p>	

○事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等⑨

発生年月日：	平成 26 年 7 月 12 日	(事例を認知した日： 平成 26 年 7 月 14 日)
事前調査の有無：	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
事前調査の実施方法：	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()	
事前調査の実施者：	<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> アスベスト診断士 <input type="checkbox"/> その他 ()	
関係法令に基づく届出の有無(事例発覚時点)：	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法 <input type="checkbox"/> 建設リサイクル法 <input type="checkbox"/> その他 ()	
建築物等の種類：	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 () 4 階建て 築年数 30 年 <input type="checkbox"/> 工作物 名称 ()	
石綿含有建材の種類：	<input checked="" type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材 <input type="checkbox"/> 特定建築材料以外の石綿含有建材 (名称：)	
石綿含有建材の使用箇所：	天井梁、デッキ	
事例の概要：	<p>近隣住民からメールにて騒音苦情があり、現場確認したところ、ビルの改修工事でブレーカー等を使用していた。その際、天井ボードが撤去され、吹付けされた鉄骨梁やデッキ部が露出している状態であり、所々、床に吹付け材が落下していた。</p> <p>改修の目的は、室内にエレベータを設置するほか、商品の展示スペースを確保するために実施(関係者からの聞き取り内容)石綿含有している吹付け材かどうか不明であったため、分析を指導。</p> <p>分析の結果、石綿含有(白石綿：4.2%)であったため、特定粉じん排出等作業実施届出書及び労働基準監督署へも届出するよう指導した。</p> <p>届出が提出される期間は、関係者以外の立入を禁止し、出入口付近を塞ぐ措置を講じるよう指示した。</p> <p>その後、届出が提出され、除去作業が行われた。</p>	
発生原因：	<p>(発注者からの聞き取り内容)</p> <p>ビルの売買契約時にビルオーナーや不動産業者からは、「吹付け石綿がある」との説明は無かったとのこと。</p> <p>そのため、石綿の存在を知らないまま、改修工事を設計事務所に依頼した模様。</p> <p>また、施行後間もない時期であったためか、事業者は大气污染防治法の改正がされたことを承知していなかった。</p> <p>一方、工事を請負った設計事務所は、以前の所有者から石綿含有吹付け材と聞いていたが、除去ではなく封じ込め(結果的に除去作業となる)を予定していたため、届出が必要であることを認識していなかった模様。</p>	
自治体の対応：	<ul style="list-style-type: none"> ・分析、届出指導(口頭指導の後、届出が提出されたため、改善勧告等はなし) ・立入検査の実施(行政測定を含む) 	

○事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等⑩

発生年月日：	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	(事例を認知した日： 平成 26 年 12 月 3 日)
事前調査の有無：	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
事前調査の実施方法：	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)	
事前調査の実施者：	<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> アスベスト診断士 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)	
関係法令に基づく届出の有無(事例発覚時点)：	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法 <input checked="" type="checkbox"/> 建設リサイクル法 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)	
建築物等の種類：	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>) <input type="text"/> 3 階建て 築年数 <input type="text"/> 年 <input type="checkbox"/> 工作物 名称 (<input type="text"/>)	
石綿含有建材の種類：	<input checked="" type="checkbox"/> 吹付け石綿 <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材 <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材 <input type="checkbox"/> 特定建築材料以外の石綿含有建材 (名称： <input type="text"/>)	
石綿含有建材の使用箇所：	2階天井	
事例の概要：	<p>10/20 建設リサイクル届出から把握した工事について、事業者へ天井吹付けの分析調査結果を報告するよう電話連絡。</p> <p>11/10 事業者から3階天井吹付けは、アスベスト含有がない旨の報告あり。1、2階天井吹付けについては、調査結果が判明次第、報告する旨を受ける。</p> <p>12/3 2階天井吹き付けは、分析調査を行わず、3階天井吹き付けと同様な建材と判断され、解体工事が開始された。</p> <p>12/5 3階(白色)と2階(灰色)の天井吹き付けの色が異なっていたことから、2階天井吹き付けのアスベスト分析調査を依頼した結果、アスベスト含有ありとの報告を受ける。すぐに、事業主に対し、①解体作業の中止、②外部開口部の隔離養生を指導。</p> <p>12/17 敷地境界のアスベスト濃度測定を実施。分析の結果、飛散無しとの報告。</p>	
発生原因：	事業者が、アスベスト含有建材の使用が判明した2階天井について、アスベストの使用なしと分析された3階天井と同様な建材と判断し、当該箇所について事前調査が行われなかったため、アスベスト含有建材が把握されないまま、解体工事が開始された。	
自治体の対応：	大気汚染防止法第26条に基づく報告の徴収及び立入検査	